

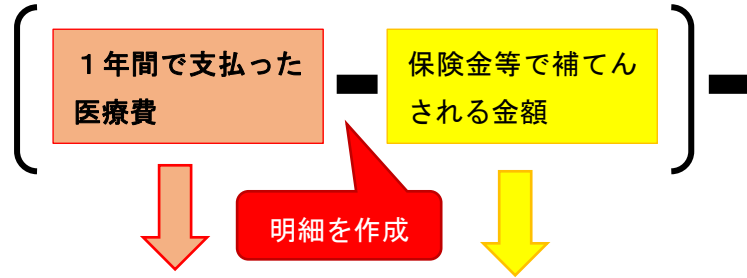
医療費控除の計算イメージ

医療費控除には2種類あり、申告者がどちらかを選択して申告できます。

①医療費控除は主に病院に多くかかった人、②セルフメディケーションは自分で健康の取組みをしたうえで、対象となる医薬品（OTC 医薬品）を購入した人が対象となります。

① 医療費控除（従来からある制度）

計算式（最大200万円まで）



いわゆる10万円を超えた医療費

10万円

または

総所得金額等 × 5%

《医療費の例》

- ・医師または歯科医師による診療または治療の対価
- ・治療または療養に必要な医薬品の購入の対価
- ・介護保険等制度で提供された一定の施設や居宅サービスの自己負担額 など

《補てんの例》

- ・生命保険契約などで支給される入院費給付金
- ・健康保険などで支給される高額療養費、家族療養費、出産育児一時金 など

《10万円と総所得金額等 × 5%？》

- 総所得金額等が「200万円以上」 = 10万円
- 総所得金額等が「200万円未満」 = 総所得金額等 × 5%

《参考》ここを見ると過去の総所得金額がわかります！

★源泉徴収票【勤め先より入手】

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

給与所得控除後の金額	千円
10	00

※他に収入があったり、年末調整をしていないと異なるので注意

★課税通知【年金生活者や自営業者等・6月に発送】

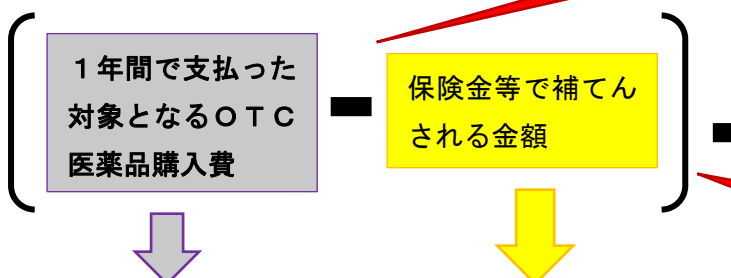
令和3年度分の市民税・県民税 賦課明細書 その1

総所得金額	千円
12	000

② セルフメディケーション控除

（医療費控除の特例）

計算式（最大88,000円まで）



《OTCの例》

- ・レシートに表示があるほか、商品にロゴあり



《補てんの例》

- ・生命保険契約などで支給される入院費給付金
- ・健康保険などで支給される高額療養費、家族療養費、出産育児一時金 など

健康診断などの取組みが条件（明細書へ記載）



医療費控除についてご不明なことがあれば、税務署（所得税）または市役所（市県民税）へお尋ねください。